

会 則

第1条〔スクールの名称〕

本スクールは「登録制有料スタジオ ソプラティコ狭山」（以下「スクール」という）と称します。

第2条〔スクールの所在地〕

本クラブの所在地は、埼玉県狭山市北入曾 695 番地 1 号とします。

第3条〔スクールの経営・運営〕

本スクールの経営は株式会社ソプラティコが行います。

第4条〔目的〕

本クラブは、運動・休養・社交・文化の4機能を備えた施設を利用して会員の心身の健康維持・増進につとめるとともに、会員相互の親睦と文化交流を図り、かつ品位ある健康的で明朗なクラブを目指すものとしします。

第5条〔会員の定義〕

本会則で定められた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本クラブが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「会員」という）といいます。

第6条〔入会契約の締結〕

- (1) 本クラブに入会しようとする方は、本会則及び細則、施設利用規則等を承認し、本クラブと入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本クラブは第6条1項に際して、本会則及び細則、施設利用規則等の契約書面を交付するものとしします。

第7条〔入会資格〕

会員は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、会則を遵守できる方。
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従い会員相互の調和が図れる方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 中学校在籍を除く満15歳以上の方。
- (6) 刺青等をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方。
- (7) 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）に関与されていない方。
- (8) その他前各号に準ずる事由のない方。

第8条〔未成年者の取扱い〕

第7条第5項で認める未成年者が会員になるうとする時は、その親権者は自らが会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第9条〔会員の種類〕

本クラブの会員の種類は個人を対象とした記名式とし、別途料金表記載のとおりとします。

第10条〔会員資格の期間〕

会員資格の有効期間は、退会時まで有効とします。

第11条〔入会の手続き〕

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、本クラブ宛にご提出下さい。
- (2) 本クラブは入会資格審査を行い適当と認められた方の入会を承認します。
- (3) 本クラブは、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとしします。

第12条〔入会金〕

入会金は如何なる場合も返還しないものとしします。

第13条〔除名〕

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当した場合、会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（尚、この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無にかかわらず徴収致します。）
- (2) 本クラブの施設等を故意にき損（効用を害することを含）した場合。
- (3) 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本会則その他本クラブの定める規則に違反した場合。
- (5) 本クラブの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。
- (7) 第7条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合。

第14条〔退会〕

会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。退会后、半年間はキャンペーン入会等の割引適用は致しません。

第15条〔休会〕

本クラブの会員が1ヶ月以上の期間に亘り本クラブを利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届けを提出し、本クラブの承認を得て休会することができます。

- (1) 会員は休会期間中であっても本クラブが定めた休会費を納入するものとしします。

第16条〔復会〕

休会中の本クラブ会員は、復会しようとする時、所定の復会届けを提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

第17条〔会員資格の喪失〕

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第18条〔会員資格の譲渡禁止〕

会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第19条〔名義変更〕

会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第20条〔会員証〕

- (1) 本クラブは、会員に会員証を交付致します。
- (2) 会員証は、記名された方以外には使用することができません。
- (3) 会員は本クラブを利用する場合会員証を提示しなければなりません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等を行うことができません。
- (5) 会員が会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い、本クラブに再発行を申請するものとしします。なお、再発行については手数料2,200円（税込）頂きます。
- (6) 会員は、本クラブを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとしします。

第21条〔月会費等〕

会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める月会費を退会迄に、本クラブに納入しなければならないこととします。

第22条〔施設の利用範囲と利用方法〕

- (1) 会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本クラブがスクールレッスン、特別行事、或いは施設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係員に提示しなければなりません。
- (3) 本クラブ内では、スタッフの指示に従うものとしします。

第23条〔ビジターの利用〕

- (1) 本クラブでは、施設に余裕のあるときは会員以外の満15歳以上の方（以下「ビジター」という）に施設利用を認めることができます。
- (2) ビジターの施設利用料金は、別途細則に定めます。
- (3) ビジターの施設利用については、本会則及び細則その他の定めを準用します。

第24条〔利用制限〕

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青のある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- (4) その他、医師により運動を禁じられている方。

第25条〔事故責任〕

- (1) 会員は、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用して頂きます。
- (2) 本クラブは、会員およびビジターの施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、本クラブに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- (3) 会員は、本クラブの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとしします。

第26条〔施設の廃止および利用制限〕

本クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改造、改装、整備等を行う場合又は、経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で他施設を利用できる措置を講じます。

尚、施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないものとしします。また以下の

- (1) (2) (3)の事由による場合は、以下のとおりとします。
- (1) 月間15日営業日以上全館休館した場合は当該月の会費は頂きません。

- (2) 月間8営業日以上14営業日以内全館休館した場合は該当月の会費は50%をいただきます。
- (3) 月間7営業日以内全館休館の場合は所定の月会費をいただきます。

第27条〔定休休館〕

毎週土・日、祝日を定休日といたします。

第28条〔休館〕

- (1) 本クラブの休館日は、年末年始の他、施設点検休館日を設ける場合があります。尚、定期休館日の具体的な月日については毎年クラブが決定の上、その都度会員に連絡するものとします。
- (2) 天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の理由により、事実上施設利用が不可能になるか、またその危険が予想される場合は臨時休館することがあります。この場合、本クラブは免責されるものとします。

第29条〔細則等〕

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりクラブが定めるものとします。

第30条〔規約等の改訂〕

本クラブは、必要と認めた場合、本規約および細則等を改訂変更することができるものとします。尚、改訂を実施するときは、本クラブは1カ月前迄に施設内への掲示及びウェブサイトにて告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改訂するものとします。改訂後は、全ての会員に適用されるものとします

(2023年7月1日制定)

細 則

第1条〔入会金〕

会則第12条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第2条〔会費〕

会則第21条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第3条〔施設利用日、時間帯〕

施設利用日及び、時間や条件は別途料金表で定めた記載のとおりとします。

第4条〔本スクールの営業時間〕

本クラブの営業時間は、別紙レッスンスケジュール表のとおりとします。

第5条〔会費および施設利用料等の支払い〕

- (1) 郵便局の引落日は当月分を当月10日に支払うものとします。
- (2) 支払い方法は、金融機関口座振替によるものとします。

第6条〔変更事項〕

- (1) 会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかにクラブにお届け下さい。
- (2) 本クラブから会員への通知連絡は会員からお届けのあった住所または連絡先宛に発送することにより、会員に届いたものとして、取り扱いさせていただきます。
- (3) 指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月の20日迄に預金口座振替依頼書をご提出下さい。

第7条〔料金等の変更〕

本クラブは、入会金、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その

他により変更することができます。尚、改定する場合には、改定月の1カ月前迄に会員に告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改訂するものとします。

第8条〔休会および休会手続き〕

- (1) 会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月1,100円(税込)を支払うものとします。
- (2) 休会される場合は、それを希望される月の前月20日迄に所定の休会届けにご記入の上フロントへご提出下さい。

第9条〔退会手続き〕

- (1) 会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届に会員証を添えて提出し退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会とします。
- (2) 退会届を提出した日の属する月の月会費は、返還しません。
- (3) 退会届は、当月の20日迄にご提出下さい。21日以降の退会届けは、翌月の退会扱いとなります。

第10条〔会員種類の変更〕

- (1) 登録クラスを変更される場合は、それを希望される月の前月20日までに所定の変更届にご記入の上、ご提出ください。
- (2) 登録クラスの変更の際に、会費の差額が発生する場合は、この差額分をあわせてお支払い頂きます。但し、低い種別への変更は、その差額を返金しません。

(2023年7月1日制定)

施 設 利 用 規 則

登録制有料スタジオ ソプラティコ狭山のご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごし頂けますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。又、品格あるクラブとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. ソプラティコ狭山内においては、次の事項は禁止されております。

- (1) 館内はすべて禁煙となります。
- (2) 危険物及びペットの持込み。又、飲食は所定の場所にてお願い致します。
- (3) 予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
- (4) 事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
- (5) 暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけた、他人を不愉快にする行為。
- (6) 運動種目又は、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用、又下駄、雪駄類で入館する事。
- (7) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
- (8) 器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする事。

2. 施設ご利用に際しては、次の事項をお守り下さい。

- (1) 施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行って下さい。
- (2) 施設ご利用の際には、施設毎に定められた注意をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。
- (3) 施設並びに用具等を破損された場合には、速やかにインストラクターもしくは施設へお申し出下さい。
- (4) 施設利用の利用時間につきましては厳守願います。

3. 駐車場や玄関前の駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難については、責任を負いかねます。

4. 駐車場は、施設利用時のみ利用し、その他の目的での利用はお断り致します。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断り致します。

5. 盗難、紛失については、一切責任を負いません。

(2023年7月1日制定)